

1. ただ乗り事業者対策に関する調査

本章では、昨年度の食品メーカーを対象とした意向調査結果を踏まえ、「他の規制等において、マークを無料で管理している事例」や、「マーク以外の取組で、ただ乗り事業者を捕捉あるいは差別化できる可能性のある取組」等のヒアリング調査を3件行い、それらのただ乗り事業者対策への応用可能性を検討した。さらに、小売事業者を対象としたアンケート調査を実施し、食品関連業界の自主的取組として義務履行マークを導入することへの意向や課題についてまとめた。

1-1. マークや義務履行情報の管理に係わるヒアリング調査

1-1-1. 社団法人 電子情報技術産業協会

容器包装リサイクル法の義務履行マーク表示を業界の自主的取組として実施しようとした場合、適切なマークの管理や信頼性の担保等、解決すべきいくつかの課題がある。これらの課題解決に向けた参考とするため、J-MOSS 含有マーク、及びグリーンマークを管理・運用している社団法人電子情報技術産業協会にヒアリングを実施した。得られた結果を以下に示す。

(1) J-MOSS 含有マークとグリーンマークの概要

J-MOSS とは、「電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示 (The Marking for presence Of the Specific chemical Substances for electrical and electronic equipment)」のことであり、電気電子機器における特定6物質の含有について、表示を義務付けるものである。表示対象となる製品と化学物質は以下の通りである。

対象製品

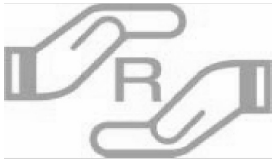

パソコン、ユニット型エアコンディショナー、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機

対象物質 (RoHS 指令と同様)

鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモビフェニルエーテル (デカブロモビフェニルエーテルを除く)

J-MOSS マークには上記の特定6物質が“含有している”ことを示す J-MOSS 含有マーク (以下オレンジマーク) と、特定6物質が“含有していない”ことを示す J-MOSS グリーンマーク (以下グリーンマーク) の2種類がある。このうち、オレンジマークは資源有効利用促進法における日本標準規格 (JISC0950) として定められ、法律上表示が義務付けられているのに対し、グリーンマークはメーカーによる自主的マークである (次表を参照)。

さらに、特定物質が含有する製品、すなわちオレンジマーク表示の対象となる製品には、メーカーが製品中に含まれる化学物質の情報をウェブ上で公開することが義務付けられている。

マーク名	デザイン	意味	法令上の表示義務
オレンジ マーク		RoHS 指令※に定められた 6 物質の含有が <u>ある</u> ことを示す。	2006 年 7 月に施行の「資源有効利用促進法の一部改正」において、マークの表示と情報開示を <u>義務付け</u> （製品本体と梱包箱の両方に表示）
グリーン マーク		RoHS 指令※に定められた 6 物質の含有が <u>ない</u> ことを示す。	<u>任意で表示</u>

※ 対象となる電気・電子機器への特定有害物質の使用を禁止した EU の指令

（２） マークの運用方法

■オレンジマーク

オレンジマークは、マークの版下を社団法人電子情報技術産業協会、日本工業規格調査会において無料配布している（ウェブ上でダウンロード可能）。特定有害物質が含有している製品にメーカーがきちんとオレンジマークを表示しているか否かについては、国が年 1 回、抜き取り検査を行っており、ここで明らかになった違反者は公表されることになっている。しかしながら、網羅的な審査は困難であることから、抜け道を完全にふさぐことは難しいのが実情である。

■グリーンマーク

グリーンマークの版下は、無料で配布しているが、グリーンマークの使用にあたっては社団法人電子情報技術産業協会に使用申請書（会社名、担当者名、対象製品品目を明記）を送付することになっている。この申請書をもとに社団法人電子情報技術産業協会が審査を行い、グリーンマークの版下を配布している。

<信頼性の担保について>

オレンジマークを表示する必要がある製品（＝特定有害物質を含有する製品）の審査を国が責任を持って実施していることを前提としているため、グリーンマークの表示製品（＝特定有害物質を含有しない製品）の審査は、それほど厳密には行っておらず、社団法人電子情報技術産業協会が把握している情報は、上述したメーカーからの使用申請書のみである。ただし、資源有効利用促進法上、メーカーには化学物質含有情報を公開する義務があることから、マーク使用の不正に対する抑止力が働いている。

<管理や運用に要する費用について>

グリーンマークの版下自体は無料であるため、マークの管理・運用に要する費用は、社団法人電子情報技術産業協会の予算内で動かしている。同法人は会員企業（電気製品メーカー）からの会費で運営されていることから、マークの管理・運営費用はメーカーが負担していると言

える。

現在は、オレンジマークの審査を国が実施しているおかげで、グリーンマークの審査をそれほど厳密に行わなくてもよいシステムであるからこそ、現行の費用で成り立っている。もし、同法人でメーカーからの申請を詳細に確認するようになれば、専用の組織を立ち上げる必要があり、その場合はマークの無料配布は困難になると思われる。

<業界の参画促進について>

オレンジマークは、消費者に対する情報提供のみならず、リサイクラーに対する情報提供の役割が大きく、これによって使用済み製品の簡易スクリーニングが可能であるとともに、含有情報のシートによって、適切な処理・リサイクルに役立っている。

グリーンマークは、メーカー側が積極的に貼り付けしたいとの意思があり、販売促進に使えよとの認識があったために広まった。また、欧州委員会に対してロビー活動を継続的に実施してきたこともあり、メーカー自身に取り組みの熱意が大きいことが、業界全体を動かした要因である。

1-1-2. 財団法人 流通システム開発センター

義務履行マーク表示以外の対策として、小売事業者、及び卸売事業者の間で広く普及している商品データベース JICFS/IFDB (JAN コードと付随する商品情報[商品名、POS レシート名、価格、容器形態、サイズ等]を一元的に管理するデータベースサービス) にただ乗り事業者に関する情報を付加し、商品仕入れ時に義務履行の有無を容易に確認できるシステムを構築するという案がある。

この案に対し、実際に JICFS/IFDB を管理している財団法人流通システム開発センターにヒアリングを実施し、上述のようなシステム構築の可能性を確認した。ヒアリングの結果、得られた結論を以下に示す。

(1) JICFS/IFDB の概要

JICFS/IFDB のシステム概要を以下に示す。

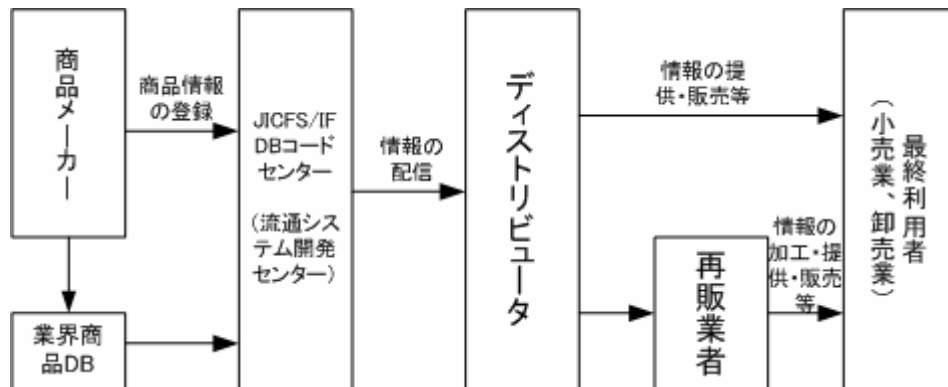


図 1-1 JICFS/IFDB のしくみ

(財団法人流通システム開発センターのパンフレットを基に作成)

JICFS/IFDB の商品情報は、商品メーカーが直接 JICFS/IFDB コードセンターへ登録するか、もしくは業界商品データベース経由で登録される（商品メーカーは無料で登録可能）。この JICFS/IFDB コードセンターに蓄積されたデータは、ディストリビュータに配信され、さらに一部は再販業者に提供・販売される。なお、ディストリビュータとは、JICFS/IFDB データの販売・提供、使用权を付与されている業者であり、JICFS/IFDB データを再販業者と最終利用者の両方に提供・販売することができるのに対し、再販業者は、ディストリビュータから得た JICFS/IFDB データを、最終利用者にとってより使いやすい形に加工し、販売・提供する業務を行っている。

（２） JICFS/IFDB をただ乗り事業者対策に活用する場合のスキーム・注意事項

データベースには、当システムに商品を登録している商品メーカーのデータ（メーカーマスター）と、個別商品情報のデータの 2 種がある。メーカーマスターには、現在約 11 万 5,000 件の企業が含まれており、このうち約 60%が食品関連企業である。また、個別商品情報のデータベースには、現在約 470 万アイテムが登録されている。

JICFS/IFDB コードセンターから配信されるメーカーマスターと、容器包装リサイクル法の義務履行企業のデータを合わせて、義務履行状況データベースを作成し、これを小売企業・卸売企業に提供することは可能である。ただしこの場合、義務履行状況データベースを作成・更新・管理するための組織が必要である。この組織は、図 1-1 中にある「ディストリビュータ」、もしくは「再販業者」の役割を担うことになる。

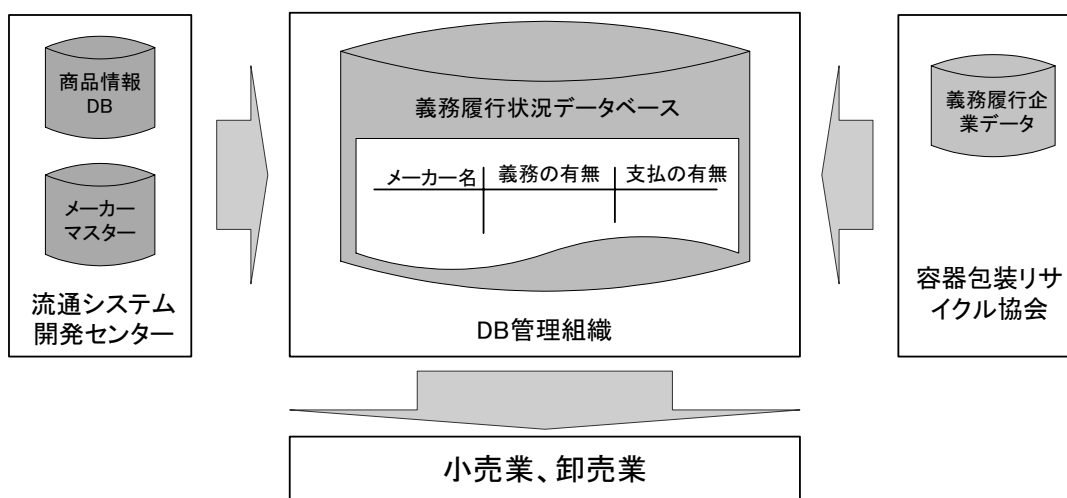


図 1-2 既存データベースをただ乗り事業者対策に活用する場合のスキーム例

<費用>

ディストリビュータとして、流通システム開発センターからメーカーマスター、及び商品情報データベースの配信を受けるのに必要な費用は年 880 万円である。また、再販業者の場合には、流通システム開発センターとの間でメーカーマスター、及び商品情報データベースの利用許諾契約を結び、実際のデータはディストリビュータから購入することになる。要する費用は以下の通りである。

- ✓ 再販業者利用許諾契約：年 95 万円（税抜き）

- ✓ ディストリビュータからの初期データの購入費：30万円～70万円程度
- ✓ ディストリビュータからの更新データの購入費：毎月5万円～15万円程度

従来の JICFS/IFDB の仕組みでは、商品メーカーの費用負担はなく、サービスを受ける小売業や卸売業が費用を負担することになっている。しかし、ただ乗り事業者対策としてデータベースを活用するのであれば、小売業・卸売業だけでなく、全ての義務履行企業から広く費用を徴収する仕組みが必要である。

<義務履行状況データベースの管理主体>

流通システム開発センターから配信される情報と、容器包装リサイクル法の義務履行企業情報とを合わせた義務履行状況データベースを作成し、その後もデータを日々更新・管理するための組織が必要である。実際に図1-2のような仕組みを運用するのであれば、誰が管理組織を担うのかを検討しなくてはならない。

<義務対象と支払の有無の確認>

現在、流通システム開発センターの商品メーカーマスターに登録されている企業のうち、約80%は中小規模の企業である。したがって、容器包装リサイクル法の義務対象外である企業も多く含まれている。したがって、メーカーマスターと義務履行企業データとを合わせる際には、リサイクル料金の支払いの有無だけでなく、義務対象企業なのかどうかとも確認する必要がある。

1-1-3. プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

現在、「プラマーク」を管理しているプラスチック容器リサイクル推進協議会にヒアリング調査を実施し、義務履行マーク表示の実現性や、実施する場合に注意すべき事項を聞いた。以下に結果を示す。

(1) 義務履行マーク表示について

- ただ乗り事業者か否かを見分けるマークをつけて、消費者等からただ乗り事業者情報を提供してもらうという仕組み自体は効果的。
- ただし、識別マークと義務履行マークの二つを並べるのは、商品表示上、他の表示を圧迫し、消費者に混乱を生じさせると考えられるため、現在の識別マークに義務履行証明機能を付加することが望ましい。

(2) 識別マークにただ乗り事業者対策機能を付与した場合に必要な体制について

- 識別マークに義務履行証明機能をつけるとなると、チェック機関が必要である。2007年6月に訪問したドイツの指定法人である DSD (Duals System Deutschland) 社では、この容器包装識別マークであるグリーンポイント*は、再商品化費用を支払うことが条件であるにも拘わらず、その不履行者に苦慮している。
- ただ識別マークを貼付するだけでは、再商品化委託費用を支払わずにマークをつけるただ乗り事業者が現れると考えられるため、現行制度にも言えることであるが、市場調査やその結

果に基づいた確認体制、ただ乗り事業者と判明した場合の公表等を実施する体制が重要である。

※グリーネプункト（**Gruene Punkt**）は、ドイツの容器包装識別マークで、家庭から排出されるほとんどの容器包装廃棄物を処理している **DSD** 社の分別収集・リサイクルシステムの対象物であることを示すマークで、マークの使用料は、その収集、選別及びリサイクルに要する費用で構成されている。

（３） 識別マークにただ乗り事業者対策機能を付与する場合の問題点について

- 現在の識別表示は、再商品化義務を免除されている小規模事業者もつけることとなっているが、義務履行マークとなった場合には、小規模事業者である証明とともにマークの貼り付けを申請する仕組みにする対応が必要である。その場合にも審査機関が必要となる。小規模事業者は再商品化委託費の支払は免除されているが、容器包装リサイクル法上、再商品化に協力する義務はあるはずである。

1-2. 小売店に対する調査

本調査項目では、小売事業者を対象としたアンケート調査を実施し、食品関連業界の自主的取組として義務履行マークを導入することへの意向や課題についてまとめた。

1-2-1. アンケート内容

アンケートの主な設問項目は以下のとおりである。なお、実際に小売事業者に発送したアンケート票は、参考資料として添付している。

■ 回答者事業所のプロフィール

- ・ 事業所名
- ・ 所在地
- ・ 回答者部署名、電話番号

■ 回答事業所の事業規模・概要

- ・ 事業規模（店舗数、売り上げ、従業員数）
- ・ 店舗分類
- ・ 自社ブランドの有無
- ・ 容器包装リサイクル法上の位置づけ（特定容器利用事業者、特定包装利用事業者）

■ 容器包装リサイクル法義務履行マークについて

- ・ 販売商品の義務履行状況を示すマーク表示について（賛否とその理由）
- ・ 自社ブランド製品への義務履行マーク表示について（賛否とその理由、条件）
- ・ 回答事業所の義務履行状況を確認するための掲示について（賛否とその理由）
- ・ 回答事業所で使用するレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ類への義務履行マークについて（賛否とその理由、条件）

■ マーク表示以外のただ乗り事業者対策について

1-2-2. アンケート発送先

株式会社東京商工リサーチの保有するデータベースで、百貨店・総合スーパー、及び、各種商品小売・コンビニに区分される 5,760 社のうち、従業員 100 人以上の事業者 613 社を抽出した。さらに、財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化委託費用を支払う特定事業者から 387 社を無作為に抽出し、発送数が合計で 1,000 件になるように発送先事業所を選定した。

1-2-3. スケジュール

アンケートの発送から回収までのスケジュールは以下の通りである。

2008年1月11日 アンケート票発送
 2008年2月1日 アンケート票回収の一次締切
 2008年2月8日 アンケート票回収の二次締切

1-2-4. 回収状況

発送数 … 1,000件
 回収数 … 186件 (回収率 18.6%)

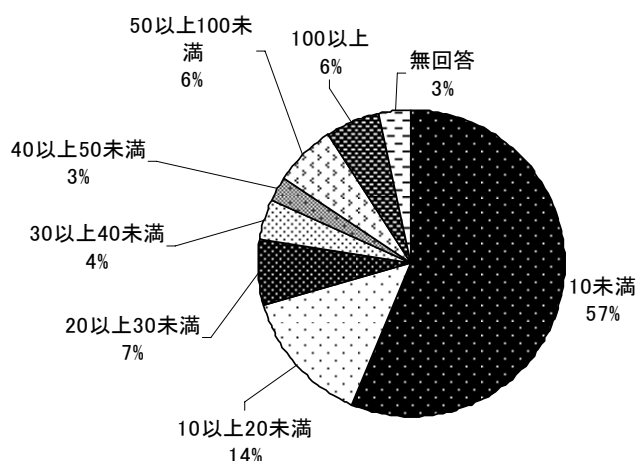
1-2-5. 回答結果

(1) 回答事業所の事業規模、概要

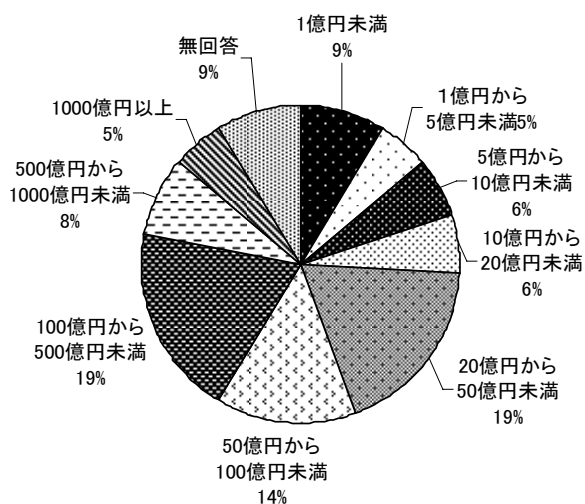
■事業規模

アンケートに回答いただいた事業所186件の事業規模を以下に示す。

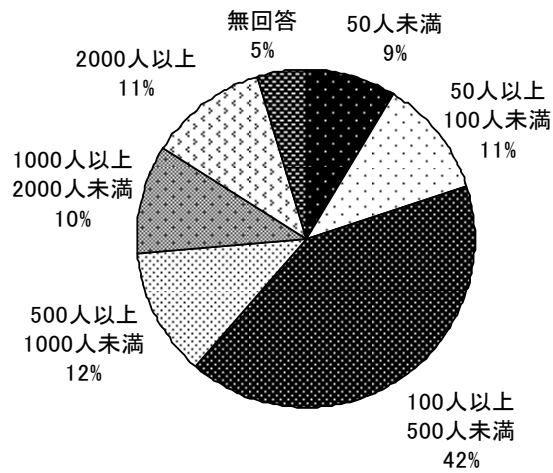
店舗数



売上げ

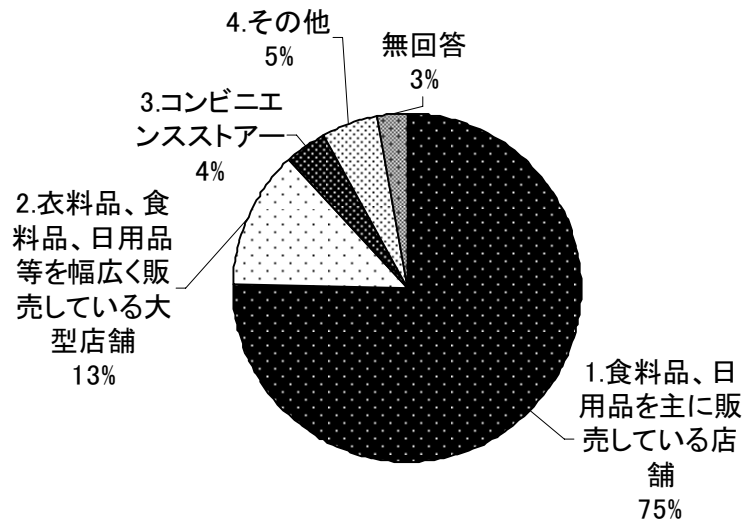


従業員数



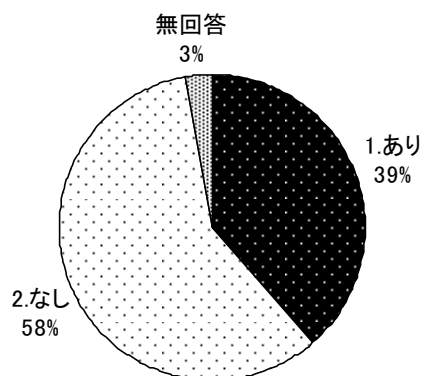
■店舗の分類

アンケートに回答いただいた事業所 186 件の店舗分類を以下に示す。回答事業所の 7 割以上が食料品及び日用品を主に販売している店舗であり、衣料品も含めた幅広い製品を扱っている店舗は 13%であった。



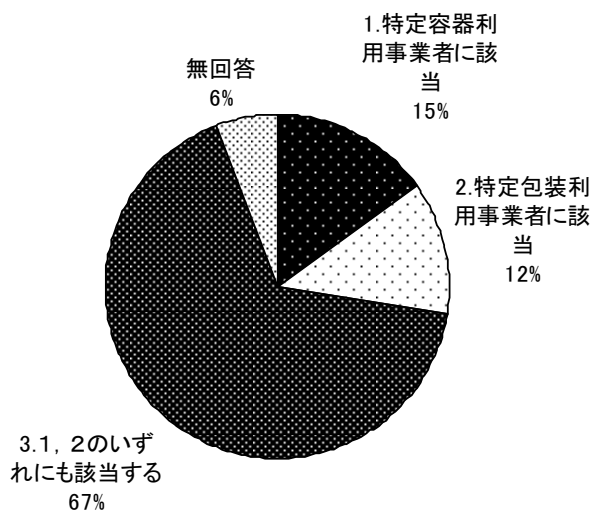
■ 自社ブランドの有無

アンケートに回答いただいた事業所 186 件において、自社ブランドの取り扱いの有無を聞いた。その結果、自社ブランドを扱っているのは 72 件（39%）であった。



■ 容器包装リサイクル法上の位置づけ

アンケートに回答いただいた事業所 186 件に対して、容器包装リサイクル法上の位置づけを聞いた。その結果、67%の事業所が「特定容器利用事業者、特定包装利用事業者のいずれにも該当する」と回答した。



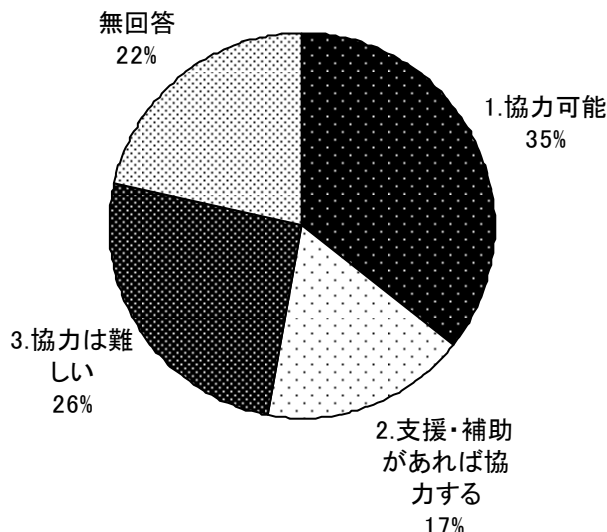
(2) 容器包装リサイクル法義務履行マークについて

ここでは、義務履行マークを導入する場合に考えられる、以下のような具体的取組のそれぞれに対して、賛否とその理由を聞いた。

取組内容	マークの表示主体	本アンケートで該当する問
商品メーカーが自社の義務履行状況を示すために、商品パッケージに義務履行マークを表示	各商品のメーカー	(1) 販売商品の義務履行状況を示すマーク表示について
小売事業者が自社ブランド製品に義務履行マークを表示 (自社ブランド製品を取り扱っている事業所のみ)	回答事業所	(2) 自社ブランド製品への義務履行マーク表示について
小売事業者自身の義務履行状況を示すために、店舗内にシール、ポスター、看板等を掲示	回答事業所	(3) 回答事業所の義務履行状況を表明するための掲示について
事業所で使用しているレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ等に義務履行マークを表示	回答事業所	(4) 回答事業所で使用するレジ袋や包装紙等への義務履行マーク表示について

■販売商品の義務履行状況を示すマーク表示について

商品メーカーが自社の義務履行状況を示すために、商品パッケージに義務履行マークを表示した製品を優先調達するという取組について、回答した小売事業者 186 件の意向は以下の通りであった。

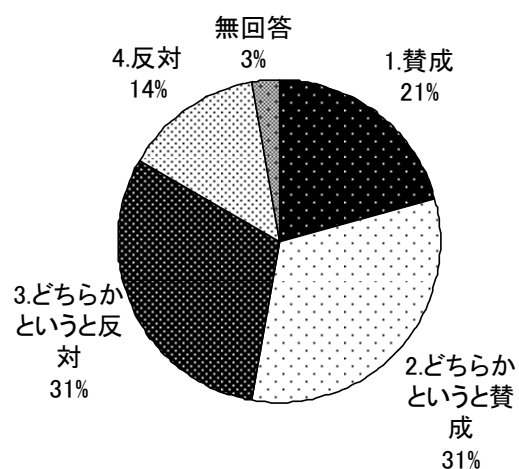


「支援・補助があれば義務履行マークの表示等に協力する」と回答した事業所から寄せられた、具体的な支援・補助内容に対する意見は 32 件あった。このうち、14 件はマーク有無のチェック、消費者への PR 活動等に伴って発生するコストへの支援・補助を期待する意見であった。その他、マーク表示商品を扱うメーカーや小売事業者に対する減税措置等、なんらかの経済的インセンティブを付与すべきとの意見が 5 件、マークに対する消費者の認知度向上に資する支援を期待する意見が 3 件あった。

また、「協力は難しい」と回答した事業者からは、その理由が44件寄せられた。このうち、理由として最も多く挙げられたのは、マーク表示の有無の確認や、消費者への説明等に要する費用の増大を懸念する意見(12件)であり、次いで「マーク表示を確認するには取引先が多すぎる」、「マーク表示が全メーカーに浸透しないのではないか」といったマーク表示制度の実現性を危惧する意見が9件、「どの商品を仕入れるかは、マーク表示の有無ではなく、商品の良し悪しで決めたい」という意見が5件であった。

■ 自社ブランド製品への義務履行マーク表示について

自社ブランド製品を取り扱っている事業所(72件)に対して、自社ブランド製品に義務履行マークを表示する取組について、賛否とその理由を聞いた。結果は以下の通りである。



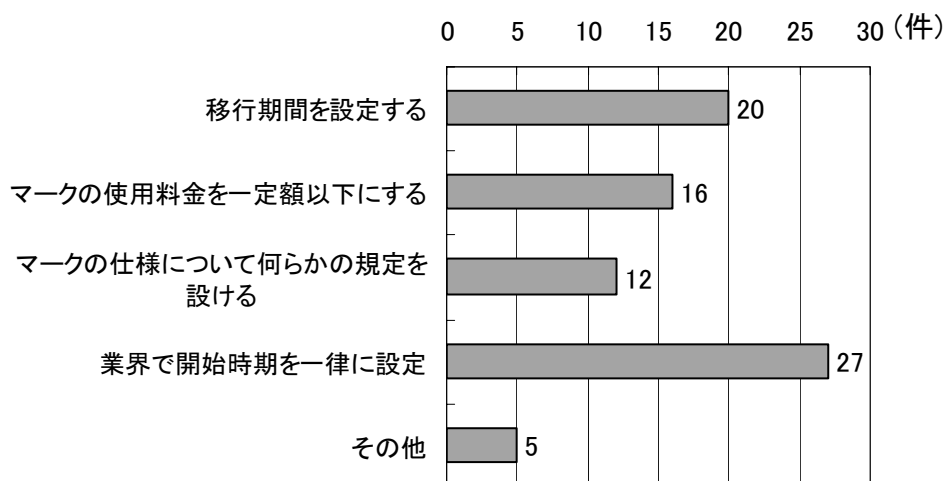
「賛成」、「どちらかという賛成」と回答した事業所38件の主な賛成理由を以下に示す。

主な意見	意見件数
どの企業がリサイクル料金を支払っているのかという義務履行状況がより明確になる。	9件
消費者や社会に対して、企業がリサイクル料金を払っていることを示す良いアピール方法である。	6件
どちらかという賛成だが、コストが増加しないことが条件である。	4件

「反対」、「どちらかという反対」と回答した事業所32件の主な反対理由を以下に示す。

主な意見	意見件数
マークの使用料の発生や、マーク貼り付けの手間等に伴って負担するコストが増加する。	9件
マークの意味が消費者にとって分かりにくい。消費者へのメリットがない。	7件
容器の種類、量が多く、既存の他マークもあるため、必要以上のマークを表示したくない。	3件
マーク表示で本当にただ乗り事業者が減るのか、その効果に疑問を感じる。	3件

さらに、アンケートでは自社ブランド製品に義務履行マークを表示する取組について「賛成」、「どちらかという賛成」と回答した事業所 38 件に対して、マーク表示にあたっての条件を聞いた（複数回答可）。その結果、「業界で開始時期を一律に設定する」ことを条件とする回答が 27 件と最も多く、ついで「一定の移行期間を設ける」ことを条件とする回答が多かった。



各条件に対する詳細な意見を以下に示す。

・マーク表示の導入に必要な移行期間（n=20）

移行期間	意見件数
6ヶ月間	8件
12ヶ月間	6件
24ヶ月間	3件
3ヶ月間	2件

・1商品あたりのマーク使用料金（n=16）

マーク使用料金	意見件数
0円	9件
1円	2件
120円	1件
1,000円	1件
10,000円	1件

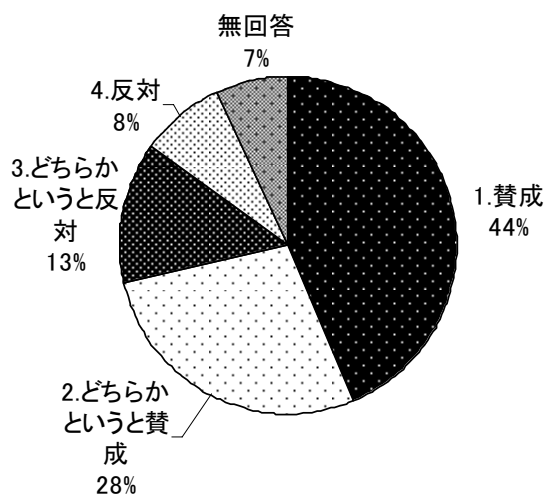
・マークの仕様についての規定（n=12）

規定の内容	意見件数
サイズの制限なし	7件
色の規定なし	2件
統一されたデザインであること	2件

なお、上記以外の条件としては、「義務履行状況を JICFS 等の商品データベースで検索可能にすること」、「全事業者が確実に参加すること」等が挙げられている。

■回答事業所の義務履行状況を表明するための掲示について

小売事業者自身の義務履行状況を示すために、店舗内にシール、ポスター、看板等を掲示するという取組について、アンケート回答者 186 件に対して賛否とその理由を聞いた。結果を以下に示す。



「賛成」、「どちらかという賛成」と回答した事業所 133 件の主な賛成理由を以下に示す。

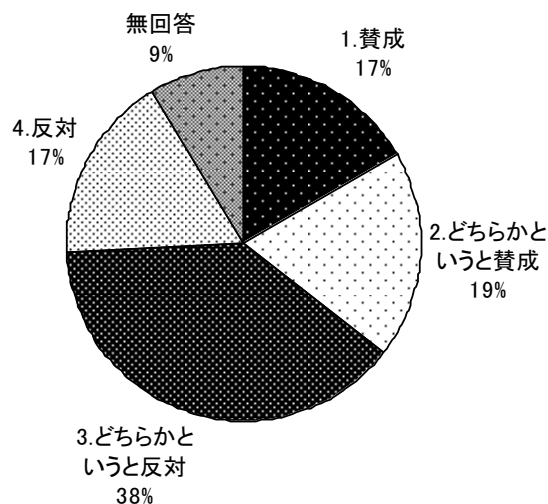
主な意見	意見件数
消費者に分かりやすく、リサイクル料金を支払っている良いアピールとなる	54 件
当該取組に伴って発生する費用に補助等があり、小売事業者自身の負担にならないのであればよい。	14 件

「反対」、「どちらかという反対」と回答した事業所 40 件の主な反対理由を以下に示す。

主な意見	意見件数
本当にただ乗り事業者対策に効果があるのか疑問。	7 件
既に店内には多くのポスターが掲示されており、スペースが確保できるかどうか疑問。	6 件
きちんと義務を履行している事業者がこのような取組を本当にすべきなのか疑問。	4 件

■回答事業所で使用するレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ等への義務履行状況を表明するための
 掲示について

事業所で使用しているレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ等に義務履行マークを表示するという
 取組について、アンケート回答事業所 186 件に対して賛否とその理由・条件を聞いた。結果を以
 下に示す。



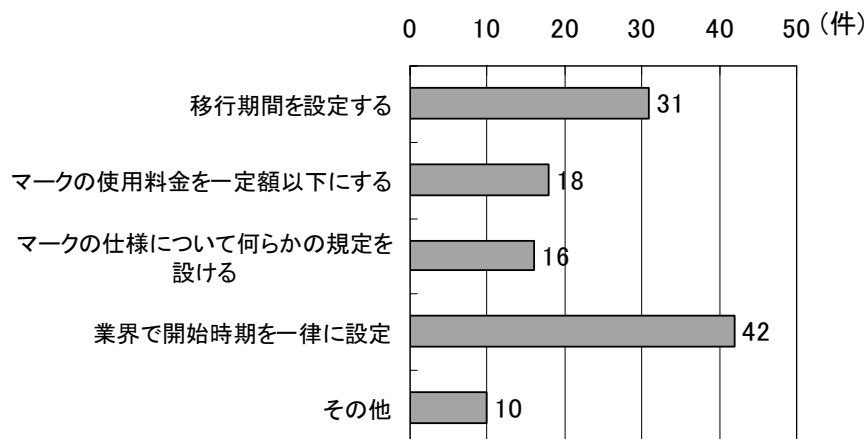
「賛成」、「どちらかという賛成」と回答した事業所 66 件の主な賛成理由を以下に示す。

主な意見	意見件数
消費者に分かりやすく、リサイクル料金を支払っている良いアピールとなる	10 件
ただ乗り事業者との差別化につながり、企業の社会的価値が向上する	7 件
当該取組に伴って発生する費用に補助等があり、小売事業者自身の負担にならないのであればよい。	5 件
基本的には賛成だが、一部、マーク表示ができない容器包装がある。	4 件

「反対」、「どちらかという反対」と回答した事業所 104 件の主な反対理由を以下に示す。

主な意見	意見件数
資材コストや手間の増加につながる。	47 件
効果がなく、必要性を感じない。	6 件
レジ袋等は今後使用量を削減していくのだから、あえてマーク表示を行う必要はない。	5 件
全ての事業者が参加し、正しく表示できるのかという実現性に疑問。	5 件
消費者に理解されない可能性が高い。	3 件

さらに、アンケートでは事業所で使用しているレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ等に義務履行マークを表示するという取組について、「賛成」、「どちらかという賛成」と回答した事業所 66 件に対して、マーク表示にあたっての条件を聞いた（複数回答可）。その結果、「業界で開始時期を一律に設定する」ことを条件とする回答が 42 件と最も多く、ついで「一定の移行期間を設ける」ことを条件とする回答が多かった。



各条件に対する詳細な意見を以下に示す。

・マーク表示の導入に必要な移行期間（n=31）

移行期間	意見件数
6ヶ月間	13件
12ヶ月間	12件
3ヶ月間	4件

・1商品あたりのマーク使用料金（n=18）

マーク使用料金	意見件数
0円	10件
10,000円	3件
1,000円	1件
120,000円	1件

・マークの仕様についての規定（n=16）

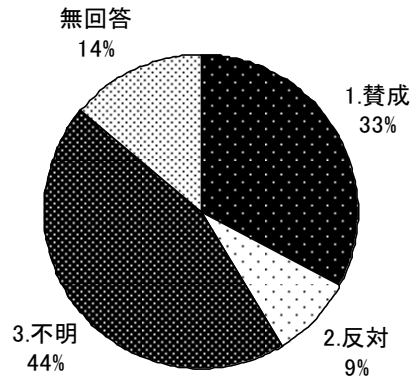
規定の内容	意見件数
目立ちすぎないサイズ、デザインであること	5件
統一されたデザインであること	4件
サイズの制限なし	1件

なお、上記以外の条件としては、「小売事業者のコスト負担増大につながらないこと」、「全事業者が確実に参加すること」等が挙げられている。

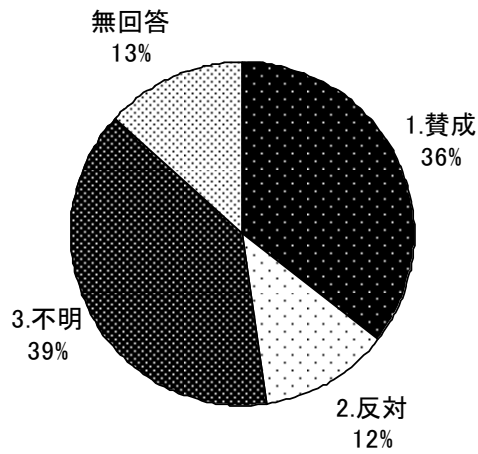
(3) マーク表示以外のただ乗り事業者対策について

アンケート回答事業所 186 件に対して、義務履行マーク表示以外のただ乗り事業者対策について、賛否を聞いた。結果を以下に示す。

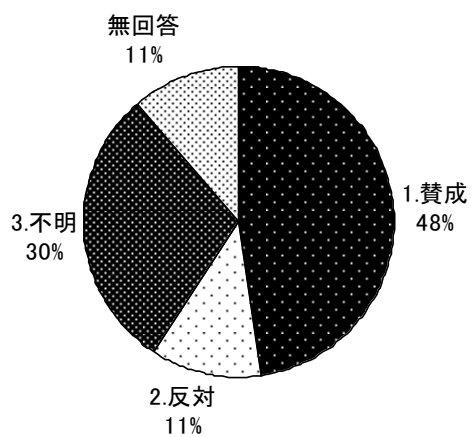
■商品データベース JICFS/IFDB に義務履行情報を組み込む



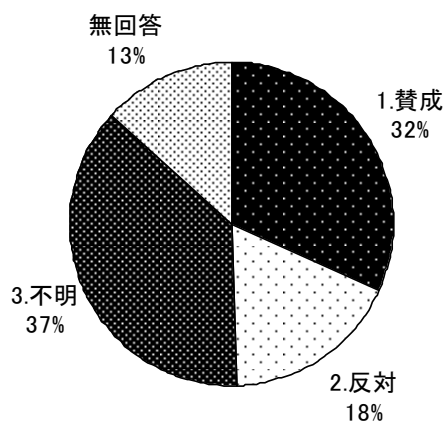
■商品の仕入れ時に義務履行の有無を確認する



■日本容器包装リサイクル協会が、各企業の委託費等の情報を公開する



■日本容器包装リサイクル協会が、各企業の委託費と容器包装排出見込み量の両方を開示する



1-3. ただ乗り事業者対策に関する調査のとりまとめ

社団法人電子情報技術産業協会、財団法人流通システム開発センター、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の3件のヒアリング調査を通して、以下のような示唆が得られた。

- 業界の自主取組として義務履行マーク表示を実施するのであれば、消費者の混乱を避けるためにも、既存の識別マーク（プラマーク等）に義務履行証明機能を付加することが望ましい。
- ただし、義務履行マークの信頼性を担保するためには、第三者によるただ乗り事業者の定期的な取締り、並びにただ乗り事業者名の公表や、委託費や容器包装排出見込み量といった情報の開示等、透明性を確保するための取組をセットで実施する必要がある。
- さらに、事業者の義務履行状況を、通常の業務の中で簡便にチェックできるようなシステムの構築が必要であり、これには商品データベースサービス JICFS/IFDB 等の活用が考えられる。
- なお、定期的なただ乗り事業者の取り締まりや、義務履行状況をチェックするためのシステム構築・運用を実現するためには、誰が行うのか（実施主体）、誰が費用を負担するのか（費用負担先）を検討する必要がある。

また、食品業界の自主的取組としての義務履行マーク表示に関する小売事業者へのアンケート調査では、以下のような示唆が得られた。

- 商品メーカーが自社の義務履行状況を示すために商品パッケージに義務履行マークを表示した場合、その商品を優先的に調達するという取組に対しては、約半数の小売事業者が「協力可能」もしくは「支援・補助があれば協力する」と回答。マーク有無のチェックや消費者への周知に対する経済的補助が成されれば、小売事業者からの協力はより得やすくなると思われる。
- 小売事業者の自社ブランド製品に義務履行マークを表示する取組については、約半数の小売事業者が「賛成」、「どちらかという賛成」と回答。ただし、マーク使用料を低く設定する、業界内で取組開始時期を一律に設定する、十分な移行期間を設ける等の配慮が必要とされている。
- 小売事業者自身の義務履行状況を示すために店舗内にシール、ポスター、看板等を掲示する取組に対しては、約7割の小売事業者が「賛成」、「どちらかという賛成」と回答。ただし、消費者に理解してもらうためには掲示のみでなく丁寧な説明が必要であり、なおかつ店内掲示場所を十分に確保する必要がある。
- 小売事業者の店舗で使用しているレジ袋、包装紙、トレイ、ラップ等に義務履行マークを表示するという取組については、約半数が「反対」、「どちらかという反対」と回答。消費者に分かりやすい反面、コストの増加が懸念されている。
- 義務履行マーク表示以外の取組として最も期待されているのは、日本容器包装リサイクル協会による各企業の委託費の公表であった。また、商品データベース JICFS/IFDB に義務履行情報を組み込む取組や、商品仕入れ時に義務履行の有無を確認する取組についても3~4割の小売事業所が「賛成」と回答した。